

第50回 中国地区老人福祉施設研修大会 開催要綱

1. 趣 旨

本年4月に介護報酬改定がなされ、結果、微増のプラス改定となりましたが、私たち関係者はさらに施設機能の充実を図るために、より質の高いケアと多様で柔軟なサービスの提供が益々期待されています。

高齢者福祉施設は、地域包括ケアシステムを構築していく中での地域福祉拠点となり、そこで働く職員一人ひとりが、専門職としての自覚を持ち、高いスキルと専門性を身につけ、地域社会に発信していく活動を展開し（見える化・見せる化）、地域社会に頼られる存在になることが必要です。

本研修大会は、「輝ける人づくり・地域づくり・施設づくり」と、それを支える職員の更なるスキルの向上を目的として開催します。

2. テー マ 『輝ける人づくり・地域づくり・施設づくり』 ～地域福祉の拠点として頼れる施設へ～

3. 主 催 公益社団法人全国老人福祉施設協議会・中国地区老人福祉施設協議会

4. 企画・運営 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟 中国地区老施協研修大会実行委員会

5. 後 援 広島市、社会福祉法人広島市社会福祉協議会

6. 期 日 平成30年8月30日（木）・31日（金）

7. 会 場 広島国際会議場 「フェニックスホール」他 （広島市中区中島町1-5）

8. 参 加 者 参加定員 1,000名

参加対象者

- ①中国地区老人福祉施設協議会の会員施設（事業所）の職員
- ②中国地区老人福祉施設協議会の会員外で、各県（市）老人福祉施設協議会（連盟）のみに加入している施設（事業所）の職員
- ③上記以外で、特別に参加を希望し、主催者が認める者

9. 参 加 費

参加対象者①の該当者	8,000円
参加対象者②の該当者	10,000円
参加対象者③の該当者	13,000円

10. 日 程

	12:00	13:00	13:40	14:10	15:30	17:00
1日目 8月30日	受付	開会式典	特別講演	休憩	基調講演	記念講演

	9:30	10:00	12:00	12:45	15:00
2日目 8月31日	受付	分科会	休憩	分科会	

11. 内 容

I 表彰式（開会式典において） 13：00～13：40

- （１）公益社団法人全国老人福祉施設協議会表彰要綱に基づく感謝状贈呈（勤続15年以上）
- （２）中国地区老人福祉施設協議会表彰内規に基づく表彰（勤続13年以上）

II 特別講演 13：40～14：10

テーマ『ヒロシマから核兵器のない世界へ』

講 師；広島市長 ^{まつい}松井 ^{かずみ}一實 氏

III 基調講演 14：30～15：30

テーマ『介護報酬と現場 ～報酬改定から見える現場に求められること～』

講 師；公益社団法人全国老人福祉施設協議会

介護保険事業等経営委員会 委員長 ^{ます} ^だ ^わ ^{へい}榎田 和 平 氏

IV 記念講演 15：30～17：00

テーマ「医学的に正しい高齢者との付き合い方、接し方」

講 師； ^{ひら} ^{まつ} ^{るい}医学博士 平 松 類 氏
（プロフィールについては別添参照）

V 分科会

（１）区分及び内容等

下記の通り施設種別に分散し、各助言者及び座長により行います。

（第1分科会（特養）は3分割）

分科会種別		発表数	助 言 者	座 長
第1分科会 （特養）	A	1 2	県立広島大学 保健福祉学部人間福祉学科 教授 金子 努 氏	広島県老人福祉施設連盟 研修委員長 久保田 あけみ 氏
	B	1 2	トリニティカレッジ広島医療 福祉専門学校 介護福祉学科 学科長 吉岡 俊昭 氏	山口県老人福祉施設協議会 研修委員長 辻野 高廣 氏
	C	1 2	広島国際大学 医療福祉学部医療福祉学科 教授 上原 千寿子 氏	島根県老人福祉施設協議会 副会長 手銭 宣裕 氏
第2分科会 （養護）		1 2	島根県老人福祉施設協議会 副会長 宮西 知子 氏	岡山県老人福祉施設協議会 研修委員長 藤岡 理恵 氏
第3分科会 （軽費・ケア）		1 2	山口県老人福祉施設協議会 副会長 内田 雅士 氏	（公社）広島市老人福祉施設連盟 研修委員長 横山 輝代子 氏
第4分科会 （在宅）		1 2	（一社）広島県介護支援専門員協会 理事長 荒木 和美 氏	鳥取県老人福祉施設協議会 研修委員長 大橋 茂樹 氏

(2) 発表方法及び内容について

- ① 分科会発表は、別紙1「発表要領」に基づき行います。
- ② 発表事例並びに発表者は、各県(市)老人福祉施設協議会(連盟)からの推薦をもって決定します。(但し、発表者の方も一般参加と同様に参加申込を行って下さい。)
- ③ 発表者は、発表要領を参照の上、抄録原稿及び当日発表用データを作成してください。
- ④ 作成した抄録原稿及び発表データは、USBメモリー・CD-R(RW)のいずれかに保存し、平成30年7月13日(金)までに、各県(市)の事務局へ提出してください。
- ⑤ この分科会発表は、全国老人福祉施設研究会議(北海道会議)【平成30年10月30日・31日開催】への推薦事例選考を兼ねて開催します。
- ⑥ 選考審査にあたっては、別紙2「評価基準」に基づき採点を行います。審査員は、各分科会の助言者・幹事が務めます。
- ⑦ 発表終了後、発表者には「発表認定書」を授与します。

12. 参加申込について

- (1) 参加希望者は、別紙「参加・宿泊等申込書」に必要事項を記入の上、FAX又は郵送にて名鉄観光サービス(株)広島支店(FAX: 082-227-8863)までお申込みください。

申込締切: 平成30年7月31日(火) <必着>

- (2) 申込書到着後、大会参加券・宿泊券とともに請求書を送付しますので、請求内容をご確認の上、指定振込口座に入金してください。
- (3) 参加費納入後の参加キャンセルについては、ご返金致しかねますので予めご了承下さい。宿泊費については、別途案内のキャンセル規程に基づき、指定口座への振り込みにて対応し、手数料を差引いた金額にて返金いたします。
- (4) 欠席の場合は、研修会参加券と引換えに後日資料を送付いたしますので、大会終了後、参加券を広島市老人福祉施設連盟事務局まで郵送して下さい。
- (5) 参加申込後の変更は、名鉄観光サービス(株)広島支店へ直接連絡をしてください。

13. 個人情報の取り扱い

「参加・宿泊等申込書」に記載された個人情報は、本大会の運営管理の目的及び各宿泊施設(申込者のみ)への連絡のために使用させていただきます。なお、申込書に記載の施設(事業所)名、職・氏名は参加者名簿として大会資料に掲載いたします。

14. 申込・問い合わせ先

【参加・宿泊等の申込に関するお問合せ】

名鉄観光サービス(株)広島支店(担当: 兼田、朝隈)

【研修大会の内容に関するお問合せ】

- ・ 所属する各県(市)の老人福祉施設協議会(連盟)事務局
 - ・ 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟 事務局(担当: 根波)
- 〒732-0822 広島市南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
TEL: (082) 207-0567 FAX: (082) 207-0576

15. 分科会会場(予定)【広島国際会議場】

※分科会会場は、参加申し込み状況により変更になる場合があります。参加券にて確認ください。

分科会	種別	会場名
第1分科会A	特養	フェニックスホール
第1分科会B	特養	ダリア1
第1分科会C	特養	ダリア2
第2分科会	養護	ラン
第3分科会	軽費・ケアハウス	会議運営事務室①, ②, ③
第4分科会	在宅	コスモス

【記念講演 講師プロフィール】

ひら まつ るい
平松 類 氏（医学博士）



略 歴： 愛知県田原市生まれ。
筑波大学附属駒場高等学校・昭和大学医学部卒業。
福島県郡山市今泉西病院、昭和大学病院勤務、
山形県米沢市三友堂病院眼科科長、
彩の国東大宮メディカルセンター眼科科長を経て、
現在、二本松眼科病院眼科専門医、医学博士・昭和大学兼任講師。

医療を受けるのに必要な要素（アドヒアランス）に関しての臨床研究に参加。
元々「聞き下手」な医者であったが、いい患者さんに囲まれ次第に聞き上手になると、
同じ治療でも治療効果が違ってくることに気づき、多くの患者さんの治療・手術を行う。
目の病気・医者のかかり方の講演もこなし、時に落語も交えた多くの講演には定評がある。
日経新聞や東京スポーツ新聞などの新聞、メディカル朝日、週刊ダイヤモンドなどの雑誌、テ
レビ・ラジオなどでも活躍。

著 書： 『認知症の取扱説明書』（SB新書 2018年）
『老眼のウソ』（時事通信社 2018年）
『「マス目」で気づく目の病気』（翔泳社 2018年）
『老人の取扱説明書』（SB新書 2017年）
『緑内障の最新治療』（時事通信社）
『1日5分かけるだけ！ 100円メガネで視力は回復する!!』（永岡書店 2015年）
『クマや充血は毎日5分で消える！ 39の心がけ』（東邦出版 2015年）
『目が良くなる!! 10の眼トレ』（ぴあ 2015年）

メディア出演： NHK 「ひるまえほっと」、「あさイチ」
テレビ朝日 「林修の今でしょ!講座」
日本テレビ 24時間テレビドラマスペシャル「盲目のヨシノリ先生」医療監修・出演
TBS 「水曜日のダウンタウン」医療監修
TBS 「林先生が驚く初耳学!」医療監修
フジテレビ 「バイキング」視力UPの達人として出演

第50回中国地区老人福祉施設研修大会

参加及び宿泊等のご案内

謹啓、時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

このたび「第50回中国地区老人福祉施設研修大会」が広島県広島市にて開催されることを心よりお慶び申し上げます。研修大会に参加されます皆様方のご便宜を図るため、宿泊等のご予約を弊社にてお手伝いさせていただくこととなりました。社員一同、全力をあげて取り組む所存でございます。

皆様のお申込を心よりお待ち申し上げます。

謹白

名鉄観光サービス(株)広島支店

支店長 元木 健乗

お申込に際しては、別紙「第50回中国地区老人福祉施設研修大会 開催要綱」をご確認のうえ、申込用紙に必要事項をご記入下さい。

■ 参加費について（旅行契約には該当しません）

①中国地区老人福祉施設協議会の会員施設（事業所）の職員 ・ ・ お一人様 8,000円

②中国地区老人福祉施設協議会の会員外で、各県（市）老人福祉施設協議会（連盟）のみに加入している施設（事業所）の職員 ・ ・ お一人様 10,000円

③上記以外で、特別に参加を希望し、主催者が認める者 ・ ・ お一人様 13,000円

※申込後に参加取消しの場合は、参加費の返金はいたしません。（大会終了後、資料を送付いたします）

■ 会場について

第1日目（全体会）・第2日目（分科会）：広島国際会議場

〒730-0811 広島市中区中島町1-5 TEL 082-242-7777

※会場には駐車場がございません。公共交通機関などでのご来場をお願い申し上げます。

■ ご宿泊について（名鉄観光サービス(株)の募集型企画旅行です）

宿泊設定日：平成30年8月30日（木）

ホテル名	部屋	記号	料金（お一人様あたり）	会場までのアクセス
リーガロイヤルホテル広島	シングル	A-S	13,000円	徒歩 13 分
	ツイン	A-T	12,000円	
ANAクラウンプラザホテル	シングル	B-S	13,000円	徒歩 8 分
	ツイン	B-T	12,000円	
ダイワロイネットホテル広島	シングル	C-S	13,000円	徒歩 10 分
	ツイン	C-T	11,000円	
三井ガーデンホテル広島	シングル	D-S	12,000円	徒歩 10 分
	ツイン	D-T	11,000円	
ひろしま国際ホテル	シングル	E-S	11,500円	徒歩 12 分
	ツイン	---	-----	
ドミーイン広島	シングル	F-S	11,500円	徒歩 10 分
	ツイン	---	-----	
ホテルサンルート広島 (全室禁煙)	シングル	G-S	10,000円	徒歩 8 分
	ツイン	G-T	9,500円	
ホテル法華クラブ広島	シングル	H-S	9,500円	徒歩 10 分
	ツイン	---	-----	
広島東急REIホテル	シングル	I-S	9,500円	徒歩 15 分
	ツイン	---	-----	
ホテルエスプル広島平和公園 (朝食は、サービス朝食)	シングル	J-S	8,500円	徒歩 10 分
	ツイン	---	-----	

- ※ 名鉄観光の募集型企画旅行となります。本案内の「ご旅行条件書」をご参照ください。
- ※ 申込書には上記記号にて必ず第2希望までご記入願います。
- ※ 上記料金には1泊朝食付・税・サービス料が含まれます。
- ※ 前泊・後泊ご希望の方は備考欄にその旨ご記入下さい。
- ※ 禁煙・喫煙部屋のご希望につきまして、満室の場合はご希望に添いかねる場合があります。
- ※ ご希望のホテルが満室の場合は、他ホテルでのご案内となる場合があります。

■ 昼食弁当について

お渡し日：大会2日目(8月31日)分科会時

料 金：1,000円(お茶付)

ご 注 意：会場周辺に食事会場はほとんどございませんので、お申込をお勧めいたします。
 なお、事前申込をお願いいたします。当日の追加、申込はできませんのでご了承ください。

■ お申込について

別紙参加等申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX または郵送にて名鉄観光サービス㈱広島支店までお申込下さい。郵送の場合は申込書のコピーをお取り願います。

お申込取りまとめ後、大会参加券・宿泊券・請求書等を8月上旬に送付いたします。内容等をご確認のうえ、当社指定口座へお振込み願います。(振込手数料はご負担願います。)

■ 申込締切日

平成30年7月31日(火)

■ 変更・取消について

ご都合により、参加等の変更・取消をされる場合は、申込書に変更内容をご記入のうえ、FAX または郵送にて名鉄観光サービス㈱広島支店までお送り願います。取消の基準日は、郵便局の消印日、又はFAXの通信日を有効といたしますので、必ず書面にてご連絡ください。

また、ご連絡当日の営業時間内に限りますのでご了承ください。弊社の休業日及び営業時間外の場合は、次の日の営業日のお取消としての扱いとなりますのでご注意ください。

(トラブル防止のため、電話での変更・取消はお受けいたしませんので、ご了承下さい)

取消日 (ご利用日前日より起算)	15日前まで	14～8日前	7日～2日前	前 日	当 日
参加費	お申込後の返金はありません。大会終了後、資料を送付いたします。				
宿 泊	0%	20%	30%	50%	100%
弁 当	0%			50%	100%

■ お問い合わせ先及び個人情報取扱について

【参加・宿泊・弁当に関して】

観光庁長官登録旅行業第55号・(一社)日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

旅行企画・実施

名鉄観光サービス㈱広島支店

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7

『第50回中国地区老人福祉施設研修大会』係

TEL 082-227-2281 FAX 082-227-8863

営業時間/平日9:00～18:00[土・日・祝日は休み]

総合旅行業務取扱管理者 元木 健乗

担当者：兼田・朝隈

個人情報取扱いについて

ご提出いただいた個人情報については、大会事務局への情報提示のほか、お客様との連絡や宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きにのみ利用いたします。

その他弊社の個人情報取扱いについてはホームページをご覧ください。<http://www.mwt.co.jp>

会場周辺ホテルマップ



【ご宿泊施設一覧】

- A リーガロイヤルホテル広島
- B ANA クラウンプラザホテル広島
- C ダイワロイネットホテル広島
- D 三井ガーデンホテル広島
- E ひろしま国際ホテル
- F ドーミーイン広島
- G ホテルサンルート広島
- H ホテル法華クラブ広島
- I 広島東急 REI ホテル
- J ホテルエスブル広島平和公園

【会場への主な交通機関】

- JR 広島駅より広島電鉄（市内電車）
②番⑥番乗り場、宮島・江波行「原爆ドーム前」下車、徒歩約10分
- JR 広島駅より広島バス
南口バスのりば A-3 より、24 号線吉島営業所または吉島病院行「平和記念公園」下車

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行予約業務型企画旅行契約の部によりします。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けことがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は会員登録番号を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取送料」、「運送料」の一部または全部として取り扱います。

区 分	申 込 金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に際する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

3. お申し込み条件

- 旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために負担した特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。
- また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者の同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします)ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお間違いございましたら、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日または前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降に申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (ア) 航空運賃および船・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります)
- (イ) 空港・駅・港と宿泊機関との送迎代金等
- (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
- (エ) 宿泊代金および税・サービス料金
- (オ) 食事代金および税・サービス料金
- (カ) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運賃料(お1人15kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください)手荷物の運送は当鉄道機関が行い、当社が運送機関への運送委託手配を代行するものとします。また、一部の空港・駅・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運送していただく場合があります。
- (キ) 団体行動中の心付け
- (ク) 添乗員が実行するコースの添乗員同行代金
- (ケ) その他「パンフレット等」で明示されたもの
- (2) 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの
- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超える分について)
- (ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他諸飲飲食等個人的性質の諸費用、およびこれに伴う税・サービス料
- (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを集めて実施する旅行等の代金
- (カ) 「K」プラン、「D」追加代金とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

- 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知するか当該事由が当社の責任としないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9. お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人様につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権 旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次にによる取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日曜日から起算して10日目)にあたる日以降9日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無遅延に参入および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後、お客様の都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下に示すような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被ったときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故 (オ) 食中毒 (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

12. 特別補償

- 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により賠償品損害補償金を支払います。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、次表に欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の要請補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不具合が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)は変更補償金を支払いません。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱、c. 暴動、d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の旅行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命または身体上の安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始日の 前日までにお客様に 通知した場合	旅行開始日 以降にお客様に 通知した場合
1 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り、)	1.0%	2.0%
4 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より後に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それその変更につき1件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車超等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車超等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

14. お客様の責任

- お客様は、旅行開始前、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行前にてお断りください。当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続に利用させていただきます。必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、住所・航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページ(<http://www.mvl.co.jp>)でご確認ください。
- なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

(衛生に関する情報のご案内)

- 新型コロナウイルスの発生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。